

青少年国際交流推進事業

総合評価基準

令和7年3月3日

文部科学省総合教育政策局国際教育課

本資料は、文部科学省総合教育政策局が調達する青少年国際交流推進事業に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準及び別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

(1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

(2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4 総合評価の方法

(1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。

② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

(2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

別紙 1

令和 7 年度青少年国際交流推進事業に係る
評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 事業の内容及び実施方針 [50点]	30	20
●	1-1 事業目的及び趣旨との整合性	10	10
	*1-1-1 仕様書記載の事業内容について、全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	5	10
	*1-1-2 事業目標及び内容が、趣旨・テーマに即したものとなっていること。	5	—
●	1-2 事業内容の妥当性、独創性	5	10
	*1-2-1 事業内容が、交流相手国と日本の青少年、青少年指導者等による交流が期待できるものとなっていること。〔事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	5	10
●	1-3 成果目標の妥当性、独創性	15	—
	*1-3-1 派遣者の1人当たりの成果発表の目標人数が多く、かつ、そのための工夫が目標の実現にふさわしい内容となっていること（募集・選定方法、事前研修の内容を含む）。	5	—
	*1-3-2 派遣者の「外向き志向」の目標値が高く、かつ、そのための工夫が目標の実現にふさわしい内容となっていること。	5	—
	*1-3-3 派遣者の事業内容に対する満足度の目標値が高く、かつ、そのための工夫がふさわしい内容となっていること。	5	—
	2 組織の経験・能力 [25点]	20	5
	2-1 組織の事業実施能力	20	—
	*2-1-1 事業の実施に必要な人員・組織体制が整っていること。	5	—
	*2-1-2 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。	5	—
	*2-1-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	5	—
	*2-1-4 事業を円滑に実施するために相手国実施団体との連携が期待できること。	5	—
	2-2 事業実施に当たってのバックアップ体制	—	5
	2-2-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	—	5
	3 業務従事予定者の経験・能力 [15点]	5	10
	3-1 業務従事予定者の類似事業業務の経験	—	5
	3-1-1 過去に青少年等の国際交流に係る類似の派遣・受入事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。	—	5
	3-2 業務従事予定者の実施内容に関する専門知識・適格性	5	5
	*3-2-1 実施内容に関する知識・知見を有していること。	5	—
	3-2-2 実施内容に関する人的ネットワークを有していればその内容に応じて加点する。	—	5
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5点]	—	5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組	—	5
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕		
	○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）	—	5

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>		
	5 賃上げを実施する企業に関する指標 [5点]	—	5
	5-1 賃上げの表明	—	5
	<p>以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする）</p> <p>5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。</p>	—	5
	合 計 [100点]	55	45

※ 価格点：技術点＝50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出すること。

令和7年度青少年国際交流推進事業に係る 加点付与基準

加 点 評 価 項 目		評 価 区 分		
		大変優れている	優れている	やや優れている
1	事業の内容及び実施方針			
	* 1-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
	* 1-2-1 事業成果を高めるための工夫について	10	6	2
2	組織の経験・能力			
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制について	5	3	1
3	業務従事予定者の経験・能力			
	3-1-1 業務従事予定者の過去実績（青少年等の国際交流に係る派遣・受入事業）について	5	3	1
	3-2-2 実施内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標			
	4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。
	・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
	・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		3	
	・認定段階3		4	
	・プラチナえるぼし認定企業		5	
	・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）		1	
	○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			

<ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定） ・トライくるみん認定 ・くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）） ・くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 3 年改正省令による改正後の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定） ・プラチナくるみん認定 	<p>2</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>5</p>
<p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定 <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	<p>4</p>
<p>5 賃上げを実施する企業に関する指標</p>	<p>5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとする。</p>
<p>5-1-1 令和 4 年 4 月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては 3%以上、中小企業等においては 1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>5-1-2 令和 4 年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては 3%以上、中小企業等においては 1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>※ 「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 17 日付財計第 4803 号）第 5 による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては 6 点減点する。</p>	<p>5</p> <p>5</p>

(注) 実績を要求要件とする際は、競争性を阻害することのないよう必要最小限とすること

審 査 要 領

令和7年度「青少年国際交流推進事業」における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省総合教育政策局国際教育課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省総合教育政策局国際教育課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

以上